

# 道路を傷める車にレッドカード！特殊車両取締りを実施しました。

平成27年10月15日(木)、道路の保全と交通の危険防止を図るため、大阪府警察の協力のもと、特殊車両の通行に対する指導・取締りを実施しました。取締りでは、7台の特殊車両について許可証の有無、寸法・重量の計測を行いました。今後も定期的にとり締りを実施し、道路の保全と交通の危険防止を図ります。



## ■実施場所

国道171号水無瀬車両計量所  
(大阪府三島郡島本町江川)

## 【取締り結果】

取締り実施台数7台(うち違反指導車両7台)

《違反指導内訳》

- 警告 { 経路違反 ……6台  
誘導車配置違反……1台

## ■特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかが一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。



## ★特殊車両の指導・取締りが必要な理由

特殊車両のうち重量を違法に超過しているのは全体のわずか0.3%にすぎません。しかし、道路・橋のダメージの9割以上は、その0.3%の違反車両によるものであり※、道路・橋の適切な維持管理には指導・取り締まりが不可欠です。

痛めつけられた道路は悲鳴をあげています。

※国土交通省「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(H26.5.9)より

取締り実施状況